

令和7年度八戸市社会福祉法人一般指導監査実施計画

八戸市社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成25年6月14日実施。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する令和7年度の一般指導監査の実施計画を次のとおり定める。

1 基本方針

令和7年度の一般指導監査は、社会福祉法及び指導監査ガイドラインに基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、関係法令、通知等（以下「関係法令等」という。）に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うとともに、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、必要な助言、指導を行うものとする。

2 指導監査の実施

- (1) 一般指導監査は、要綱第4条の規定に基づき実地で行う。なお、当該法人が設置、運営する社会福祉施設の一般指導監査と、原則同日に実施するものとする。
- (2) 一般指導監査は、八戸市長が所轄する78法人のうち、26法人について実施するものとし、対象法人及び実施時期は別に定める。
- (3) 一般指導監査は、法人運営管理及び法人経理を福祉政策課が行う。

3 重点指導事項

(1) 法人運営管理

- ① 評議員、理事及び監事の選任の適正化
評議員、理事及び監事の選任手続を適正に行うとともに、選任に当たって必要な書類の整備について指導する。
- ② 評議員会、理事会の運営の適正化
評議員会及び理事会の招集手続及び決議を適正に行うとともに、決議の内容等について記録した議事録を作成し、法定の期間備え置くよう指導する。
- ③ 評議員、理事及び監事の報酬等の支給の適正化
評議員、理事及び監事に対する報酬等（旅費含む。）について、関係法令等に定める手続に従い支給するよう、また、報酬等の支給の基準の公表について指導する。
- ④ 「地域における公益的な取組」の推進
法人が創意工夫をこらした多様な取組を推進することで、法人本来の役割を果たすよう指導する。
- ⑤ 社会福祉充実計画の作成、推進
社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の作成に当たっての手続が適正に行われるよう、また、同計画に基づく事業の実施について指導する。
- ⑥ 情報公開の推進
関係法令等に定める事項について、インターネットの利用により公表するよう指導する。

(2) 法人経理

① 経理規程の遵守

社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）のほか、関係法令等に基づく適正な会計処理のために必要な事項を定めた経理規程を遵守した経理事務を行うよう指導する。

② 内部けん制に配慮した体制の徹底

公印管理者と預貯金通帳等管理者について明確に区分し、不正を未然に防止する体制を徹底するよう指導する。

③ 契約手続の遵守

随意契約によることのできる場合の一般的な基準を超えているにもかかわらず競争入札に付していない、契約書又は請書を徴していないなどがないよう、適正な契約事務について指導する。

④ 国庫補助金等特別積立金の適正な計上

施設及び設備等の整備のために国又は地方公共団体等から受領した補助金等について、国庫補助金等特別積立金が計上されていない、又は減価償却の割合に応じた取崩しがされていないことがないよう、適正な計上について指導する。

⑤ 会計帳簿、計算書類及び附属明細書の適正な作成、整備

必要な会計帳簿、計算書類及び附属明細書等が、定められた様式に従って作成されるよう、また、帳票間の整合性が図られるよう指導する。

4 その他

法令違反のある法人その他次に掲げるような運営に特に大きな問題が認められた法人に対して、上記にかかわらず、市長の判断により随時指導監査を実施する。

- (1) 特定の理事等の独断による運営が行われていると認められるとき。
- (2) 役員又は評議員の選任等、重要事項が未審議となっているとき。
- (3) 法人事業と無関係な担保提供、理由の無い高額な随意契約、資金の不正な外部流出など、会計処理上の大きな問題が発生していると認められるとき。
- (4) 自主点検表等の事前提出資料及び改善報告書において、虚偽又は著しい不正が認められるとき。